

第31回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年11月19日（月）午後1時30分から午後3時50分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

大野仁志，倉田慎也（委員長），小池麻里子，杉浦宏季，武宮英子，中山博晴，
水野忠和，吉村春男

(2) 事務担当者

渡邊刑事部総括裁判官，岡林刑事首席書記官，齊藤地裁事務局長，野津地裁
事務局次長，前川地裁総務課長，杉本家裁総務課長，佃家裁総務課課長補佐，
藤井地裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「裁判員制度について～参加しやすい制度を目指して～」についての説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 次回開催期日

平成31年6月26日（水）午後1時30分

(2) 開催テーマ

裁判所における採用広報について

(別紙)

意見交換の要旨

(◎：委員長，○：委員，□説明者)

- ◎：平成21年5月に施行されて、平成31年5月で丸10年を迎える裁判員制度について、感想等を伺いたい。
- ：私を含め、職場の同僚、知人等で裁判員に選ばれたという人はいない。今後、自分が裁判員に選ばれた場合に、法律や裁判の仕組みに詳しくない自分が担当できるのか不安である。
- ：裁判員制度については、ニュースやテレビドラマでのイメージしかなく、そうしたイメージはできている一方で、実際に裁判員に選ばれた場合に何をするのかということは、私を含め国民はまだまだ理解できていないように思う。
- ：裁判員制度は、いろいろな人生経験をされた一般の方が裁判に参加して、多様な意見を裁判に反映させることに意義があるということは理解しているが、国民の中には自発的に裁判員をやってみたいと希望する人もいると思うので、そのような希望がある人から募集するシステムがあってもいいと思う。
- ：報道機関としては、裁判員制度10周年という節目は、ニュースとして取り上げる絶好の機会と捉えている。そこで、10年間で裁判員制度はどのように運用されてきたのかという検証を行っていきたいと考えているし、裁判所においても10年間の中で浮かび上がった課題等に対して議論・検証し、次のステップに繋げていくべきと考える。裁判所や報道機関が、10周年という節目をうまく利用して、より裁判員制度をピーアールできればよいと考えている。
- ：裁判員制度をピーアールするためには動画を活用するのが最適だと思う。動画は、裁判の雰囲気分かるような、臨場感のあるもので、三、四分程度にまとめられていれば、視聴者にとって分かりやすいものになると思う。最近は、スマートフォン等が普及し、誰でも直ぐに情報が得られる時代であり、また、将

来の裁判員のなり手となる中高生に対して効果的な広報を行うためには、そのような動画をスマートフォン等で視聴できるようにするのがよい。

- ：当社の関連会社に、裁判員制度施行初期に裁判員を経験した社員が1人いる。当社等では就業規則上も休暇を取りやすい態勢となっているので、その点では問題ないと思う。
- ：裁判員制度が施行された当時は、素人に裁判ができるのか、安全は確保されているのか、仕事を休むことは可能かといった不安要素が多かったと思う。裁判員をやってみたいという希望がある人に裁判員を務めてもらったかどうかの意見もあるが、私個人の意見としては、裁判員制度は無差別に抽選で選ばれた人が裁判員を務めることで、いろいろな人の意見を裁判に取り入れることができるところにメリットがあると思う。裁判員に選ばれた以上は、自信を持ち、県民を代表するんだという誇りをもって裁判員を務めてもらいたいと思う。また、企業側としても、従業員が裁判員として裁判所に行くことに協力していただき、社会全体で裁判員制度を発展させてもらいたいと考える。
- ：検察庁においても、裁判員制度施行に伴い、従来の刑事裁判に比べ、より分かりやすい刑事裁判を目指して、証拠を厳選したり、検察官が主張する書面には図や色を用いるなどの工夫をし、裁判員の方に対して、事件の内容を正確に、かつ、いかに分かりやすく伝えられるかの取組を続けているところである。検察庁としては、今後も検証を重ね、適正迅速な裁判を目指していきたいと考えている。
- ：アメリカでの陪審制度を例にとると、陪審制度はアメリカ国民にとって非常に日常的な制度になっているように思う。その要因としては、アメリカの国民性として、自分たちがやらねば誰がやるんだというメンタリティの部分があるからと考える。日米で事情は異なると思うが、日本の国民の皆さんのメンタリティを踏まえて、今後、日本においても、国民の皆さんがさらに裁判員制度を

身近に感じ、積極的に裁判員を務めていただくために、自分たちが何のために、なぜ裁判員を務める必要があるのか等といった部分も含めた、裁判員制度の広報活動を続けていく必要があると思う。

- ：福井弁護士会では、裁判員裁判の弁護活動に対応するため、平成27年頃から裁判員裁判を担当する弁護士名簿（実践的な経験を積んだ弁護士を掲載）を作成し、少なくとも1名は、同名簿から選ばれた弁護士が刑事弁護を務めるという仕組みを導入した。裁判員制度施行に伴い、弁護士の間では、刑事裁判に限らず、民事裁判でも、分かりやすい裁判にしていくための取組の機運が高まったように思う。
- ：実際に裁判員等を経験した人からの意見や感想はどのようなものか。
- ：裁判員を経験する前は、「できればやりたくない。」とか「不安である。」という意見が多かったが、実際に裁判員を経験した後の感想では、「やってみて良い人生経験をした。」、「非常に勉強になった。」という意見が多い。
- ：裁判員制度が施行される前と施行後では、刑事裁判の内容に変化はあるのか。
- ：いろいろな人生経験をされた方が裁判員として刑事裁判に参加していただくことで、多様な角度からの御意見が出ることも多く、裁判官だけでは思いつかないような意見もあり、裁判の質が高くなったと実感している。
- ◎：裁判員の辞退理由のうち、仕事上の事情を理由とする方は多いか。
- ：裁判員を辞退する方の中では多いように思う。比較的小規模な企業等では、どうしてもその方がいないと仕事がまわらないという場合が多いと思われる。裁判所としては、その方の仕事にどれだけ代替性があるかということが最も知りたい情報であり、その点を詳細に確認させていただいている。
- ：裁判員に選ばれた際に、やってみようという意識があっても、仕事の関係で休みが取りづらいという人が大半であると思う。そのために、例えば、開廷する日を曜日ごとに固定するとか、土日中心にするとか、工夫する余地はあると思

う。また、裁判員候補者の方にはあらかじめ、出席可能な曜日等のスケジュールを提出してもらい、それを裁判所のデータベースで管理し、いざ裁判の日程が決まった段階で、データベースの中から出席可能な裁判員候補者に来ていただくようなシステムがあってもいいと思う。そういった新たな取組を増やすことで、裁判員をやってみようと思ってくれる人も増えていくと思う。

○：毎年11月頃に送付される「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」という書面についてであるが、一般的に、11月から12月は多くの方が繁忙期にあると考えられるので、送付する時期を、5月や6月といった比較的繁忙でない時期に送付することも考えられるのではないか。全国的に一斉に送付するものであるから簡単に変更はできないとは思いますが、受け取った側の心情にも配慮することで、裁判員をやってみようと思ってくれる方も出てくると思う。また、この書面の中に、どのくらいの日数、裁判員を務めることになるのかを知ってもらうために、平均的な審理期間を記載してはどうか。

◎：福井地裁では、裁判員候補者の方に、「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」という説明書（裁判員制度の説明等）を交付し、勤務先に説明する資料として活用していただく等の取組を実施しているところであるが、これについて御意見等を伺いたい。

○：こういった説明書があれば、雇用主や上司としても理解しやすいと思う。ただし、説明書中、「裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます。」という記載があるが、こういった説明書には、裁判員の辞退につながるような記載（マイナス面）は省いてもいいように思う。むしろ、「裁判員として積極的に参加させてください。」というような表現振りのほうがいいように思う。

○：説明書のほかに、雇用主や上司の方向けに説明用の簡単な動画があってもいいと思う。動画は、イラストや図などを用いて3分程度にまとめ、説明書の余白

に、動画のURLを記載して視聴してもらうことも有益だと思う。

◎：裁判員の方の職務を務める日数について御意見等を伺いたい。

○：裁判員の職務を務める日数として、福井地方裁判所では、多くは5日間であり、事案によってはそれ以上の日数を連続して審理するというのを初めて知った。

○：裁判のために5日間連続で仕事を休むのは難しいと思う。例えば、裁判を開廷する日を、毎週特定の曜日に固定して、その開廷する曜日に裁判所に来れる人を裁判員として募集することで、裁判員として参加できる人の範囲が広がるのではないか。

○：連続して開廷することは、裁判を行う側からすれば、記憶も鮮明で、裁判に集中することができると思うが、企業側としては、正直厳しいというのが感想である。従業員が連続して裁判に出席するとした場合、企業側としては3日が限度ではないかと思う。

○：事件の内容によっては、短い期間で審理が終わる案件もあると思うが、裁判を受ける被告人の立場や、裁判員の立場もあって、審理の日数の調整というのは、非常に難しい問題だと思う。

◎：裁判員制度に関する今後の広報の取組について御意見等を伺いたい。

○：福井地方裁判所では、裁判員制度に関する広報活動として、学生や一般の方向けに、「模擬裁判員裁判」や「裁判官との座談会」等を実施しているが、企業側等に対する広報活動もあっていいと思う。例えば、商工会議所や各企業に裁判官等の職員が出張して、裁判員制度の説明をすることも有効だと思う。

○：憲法記念日等の前後1週間、大型商業施設等のパネルを利用して、「裁判員制度10周年」といったフレーズを流すことで、多くの人にピーアールすることができると思う。

○：裁判員制度10周年に関連して、この10年間の実績を、メディア等を利用して、一般の方向けに報告するような企画も考えられる。

- ：一般の方向けの広報に利用するチラシやパンフレットでは，なるべく「出頭」や「呼び出し」といった法律的な用語は避け，やわらかい表現を用いたほうが良いと思う。
- ：広報活動を行う際に，裁判所独自のキャラクター等を利用してはどうか。今後は裁判所も固いイメージを変え，親しみやすいイメージにしていく必要があると思う。
- ：裁判員等を経験された方の経験談等を，一般の方に対してピアールするような広報活動も有効だと思う。
- ◎：本日承った御意見は，今後，当庁において，参加しやすい裁判員制度を目指す取組を検討していく上での参考としたい。